

## グローバル気候変動リーダーシップ 了解覚書

### メモランダム オブ アンダスタンディング (MOU) エム オー ユー

#### I. 目的

1. 気候変動は世界において様々な悪影響（環境、経済、人間の健康、極端な気象現象、天然資源、集団の強制移住）を誘発してきました。気候変動は、すでに大気中に温室効果ガス（GHG）が存在するので避けられません。それと同時に、気候変動加速の対策の鍵を握るのは、持続可能なエネルギー開発を通じた経済発展ではないでしょうか。人類と地球を守るには、世界的な平気温上昇 2°C より十分低く保つという国際的協力が欠かせません。この目標を達成するには大幅な温室効果ガスの削減が今後十数年で必要です。そして今世紀中には、二酸化炭素や大気にすでに存在する温室効果ガス（GHG）を取り除かなくてはなりません。

[インターガバメンタル 気候変動 パネル レポート 5]

2. 各自治体は全てのレベルにおいて温室効果ガス（GHG）の削減を今すぐ開始しなければ、長期のゴールは達成できません。これからは、新しい科学技術、政策、資金調達システムを通して、温室効果ガスの削減を共通の利益に基づき押し進めなくてはなりません。そして、統一された観測制度を作ることも必要です。自治体は気候変動の対策として、自然が元の柔軟性を取り戻し力強く生存することを支援する政策を作らないといけません。
3. 締約を結んだ了解覚書（MOU）自治体は世界で行われる気候変動活動を支援しなくてはならない（以下を含む：環境と開発に関するリオ宣言 1992年、モントリオール宣言 2009年、カンクン声明 2011年、リヨン宣言 2011年）。従来の国際協力のあり方では、ゴール達成は難しいでしょう。今まで限られた発展状況中ではありましたが、各自治体（地方自治体や州を含む）と協力しあってきた結果、また新たな大規模な温室効果ガス（GHG）削減に向けて新たな世界活動が始まろうとしています。
4. 環境と開発に関するリオ宣言 1992年のような合意書（連邦州や地方自治体を新しい枠組みに入れ持続可能な発展や貧困撲滅を図る）を使い各国の自治体は国の協力と共にさらに強い国際協力促し、今後の地球温暖化に歯止めをかけることができるでしょう。

#### II. 温室効果ガス（GHG）削減

1. 温室効果ガス（GHG）削減で最も重要な点は、2050年までに平均気温上昇を 2°C より十分低く保つことです。締約した自治体は 2050年までに 1990年レベル以下の 80～95 パーセントの排出削減を追求し（又は）、年間排出目標 2 トンを 2050年までに達成する事です。

2. この大きな目標を達成するためには、測定できる進歩が短期間で確認されなくてはなりません。そして、中間目標を2030年またそれ以前に定めることも重要です。各自治体はそれぞれ違った固有の課題がある事を改めて認識し、2030年の目標に向けてそれぞれ取り組まなくてはなりません。自治体はそれぞれ違った方法で2030年まで付録Aの削減目標に向けて取り組まなくてはなりません。
3. 締約を結んだ自治体は、総合的なエネルギーの効率化そして再生可能エネルギー開発を温室効果ガス（GHG）削減に向けて取り組まなくてはなりません。締約自治体は、2030年までにこれらおよび付録A目標を定めます。
4. 特定の行動、協調と協力に関して:

この了解覚書（MOU）に協定した自治体は、協調と協力を通しさらに自治体同士の友好関係強化を目指します。締約を結んだ自治体は、時には共に協力し合い、環境保全そして経済成長（長期又は短期）の目標を共に達成する。締約を結んだ自治体は自らこの項目を通して協力し合い時には以下参照、以外のことでも協力できることを見通します。

#### 4.1. エネルギー:

締約を結んだ自治体はエネルギー効率化の戦略に向けて情報や経験をシェアできる。電力事業の改善、技術的サポートと再生可能なエネルギー源の開発、エネルギーの供給の確保、そしてエネルギーの効率化を目指す。

#### 4.2. 交通機関:

締約を結んだ自治体は、乗用車そして貨物自動車の温室効果ガス削減に取り組むことに合意する。将来的には、ゼロ公害車（大気汚染排出の全くない車）の開発にむけ準備を進め、そして温室効果ガス削減のため、歩行者や自転車使用者を優遇し、交通機関を充実させることに合意する。

#### 4.3. 天然資源保護と廃棄物削減:

締約を結んだ自治体は天然資源と廃棄物から排出される大気汚染を削減するために、協力することに同意する。そして、炭素を隔離し管理するための、情報や技術を共有する。そして、廃棄物を排出を最低限にとどめ、廃棄物を再使用できるよう情報や技術を共有する。

#### 4.4. 科学とテクノロジー:

締約した自治体は科学的知識、試み、経験、そして発展に達成するまでの情報を共有することに同意する。また、それを通して互いに学び合い、科学的技術の発展を促し、そして将来に向け気候変動における障害を最小限にとどめる

#### 4.5. コミュニケーションと民間の参加:

締約結んだ地方自治体は気候変動に関する情報を透明化すると共に、温室効果ガス（GHG）削減に向け（その他、MOU に関し）人々に興味や関心を持ってもらえるよう積極的に民間に働きかける。

#### 4.6. 短命な大気汚染:

締約した自治体は、短命な黒色炭素やメタンの削減を目指すことに合意する。そうすることにより、近い将来の大気汚染削減が望まれると同時に気候変動に歯止めをかける。

#### 4.7. 測定、観測、会計、透明性:

締約した自治体は、管轄区域（コンパクトな地方自治体と自治体のリーダー）において一貫した観測を常に行い調査し報告することを合意する。

### III. 適応能力と再生可能な力

1. 締約した自治体は、環境における適応能力そして再生可能な力を促進できるよう協力し合うことに合意する。そうすることにより、温室効果ガス（GHG）削減そして気候変動に貢献する。
2. 締約を結んだ自治体は、現地の環境成功事例に焦点を当て気候変動の影響を詳しく調査し、それを踏まえた上で、将来的に最適な計画や投資に力を入れることに同意する。
3. 締約を結んだ自治体は、共通の測定基準を設定し、どのくらい気候変動における影響が人々や環境そして公共施設に起こっているのかを観測することに同意する。
4. 締約を結んだ自治体は、自然なまたは「グリーン」な公共施設を建設しつつどう環境を最大限に守るか追求し、そのノウハウを共有する。
5. この了解覚書（MOU）は環境における適応能力そして再生可能な力を促進し、そして創造性に富んだ新しい資金調達（国や民間からも含む）のノウハウを共有しつつも競争力を促す。

### IV. 実施

締約を結んだ自治体は、それぞれのやり方で目的を達成することが出来ると同時に、他の団体の政策から学び、自治体にふさわしいやり方を模索できる。

1. 締約を結んだ自治体は、2050年の最終目標に向けそれぞれ中間目標を気候変動に関する国際連合枠組条約気候変動対策に向けた国際会議や他の国際会議に目標を定めることに同意する。
2. 締約を結んだ自治体は、実現可能な範囲で効果的な資金調達仕組みを国内または国際的に共有することに同意する。

3. 締約を結んだ自治体は、実現可能な範囲で科学技術を公開（オープンソース）することに同意する。
4. 締約を結んだ自治体は、目標達成に向け実現可能な範囲で専門的科学技术やノウハウを共有することに同意する。

この了解覚書は（MOU）は契約でも条約でもありません。